

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）第四十二条第一項の規定により、納税証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第九項の規定により告示する。

令和三年八月二十日

埼玉県知事 大野元裕

一 納税証紙売りさばき人の住所又は所在地、氏名又は名称及び納税証紙の売りさばき場所

住所又は所在地	氏名又は名称	納税証紙の売りさばき場所
東京都渋谷区代々木 二丁目二番一号	株式会社アイヴィジツ ト	さいたま県税事務所（さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号）
川越県税事務所（川越市新宿町 一丁目十七番地十七）	春日部県税事務所（春日部市大沼一丁目七十六番）	越谷県税事務所（越谷市越ヶ谷 四丁目二番八十二号）

二 指定年月日

令和三年八月二十日

三 指定期間

令和三年八月二十五日から令和四年二月二十八日まで